

新 年 金

年金額が大幅アップ

障害・遺族基礎年金

4月1日から新しい年金制度になり、国民年金からは、老齢・障害・遺族の3種類の基礎年金が支給されます。
12月号では、老齢基礎年金についてお知らせしましたが、今月号では、障害・遺族基礎年金などについて紹介します。

障害者になったとき

障害基礎年金

障害基礎年金は、加入者が病気やケガなどで、一定の障害の状態になったときに支給されます。

ただし、初めて医者にかかった日（初診日）以前に、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が、加入期間の3分の2以上なければ支給されません。また、初診日が昭和71年3月までにある場合は、初診日前の1年間に保険料の滞納がなければ支給できます。



20歳未満の障害者には

いまの制度では、20歳前の障害については、20歳から障害福祉年金が支給されています。

新年金では、20歳から障害基礎年金として支給され、障害福祉年金は、廃止されます。

子の加算も新設

障害基礎年金の額は、表1のとおり、障害2級の人が月額5万円、障害の重い1級の人には月額六万二千五百円です。

受給者に扶養されている18歳未満の子や、20歳未満の障害の子がいる場合には、新たに「子の加算」が新設され、年金額に加算されることになりました。

表1. 障害基礎年金の額(月額)

1 級 障 害	62,500円
2 級 障 害	50,000円

子の加算

第2子まで1人につき	15,000円
第3子から1人につき	5,000円

働き手を亡くした

母子・遺族には

れます。

ただし、加入者の死亡については、死亡日前に保険料納付済期間（保険料免除期間含む）が加入期間の3分の2以上なければ支給されません。

また、昭和71年3月までは、死亡した日間の1年間に、保険料の滞納がなければ支給できません。



遺族基礎年金

遺族基礎年金は、加入者、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき、その人に扶養されていた子のある妻、または子に支給さ

障害福祉年金は基礎年金へ

今、障害福祉年金を受けている人は、障害基礎年金に切替えられます。
また、拠出制の障害年金を受けている人は、現行どおり障害年金が支給されますが、年金額と子の加算については、障害基礎年金に合わせて改善されます。

